

案件 1 平針黒石第二地区について

(1) 関連議案

第 18 号議案 名古屋都市計画用途地域の変更

第 21 号議案 名古屋都市計画地区計画の決定（平針黒石第二地区）

(2) 都市計画決定・変更の理由

低層住宅地の造成を目的とした開発行為による基盤整備の効果を維持し、周辺環境との調和を図りながら、緑豊かでゆとりとうるおいのある良好な低層住宅地の形成を図るため、適切な用途地域に変更するとともに、地区計画を決定するもの。

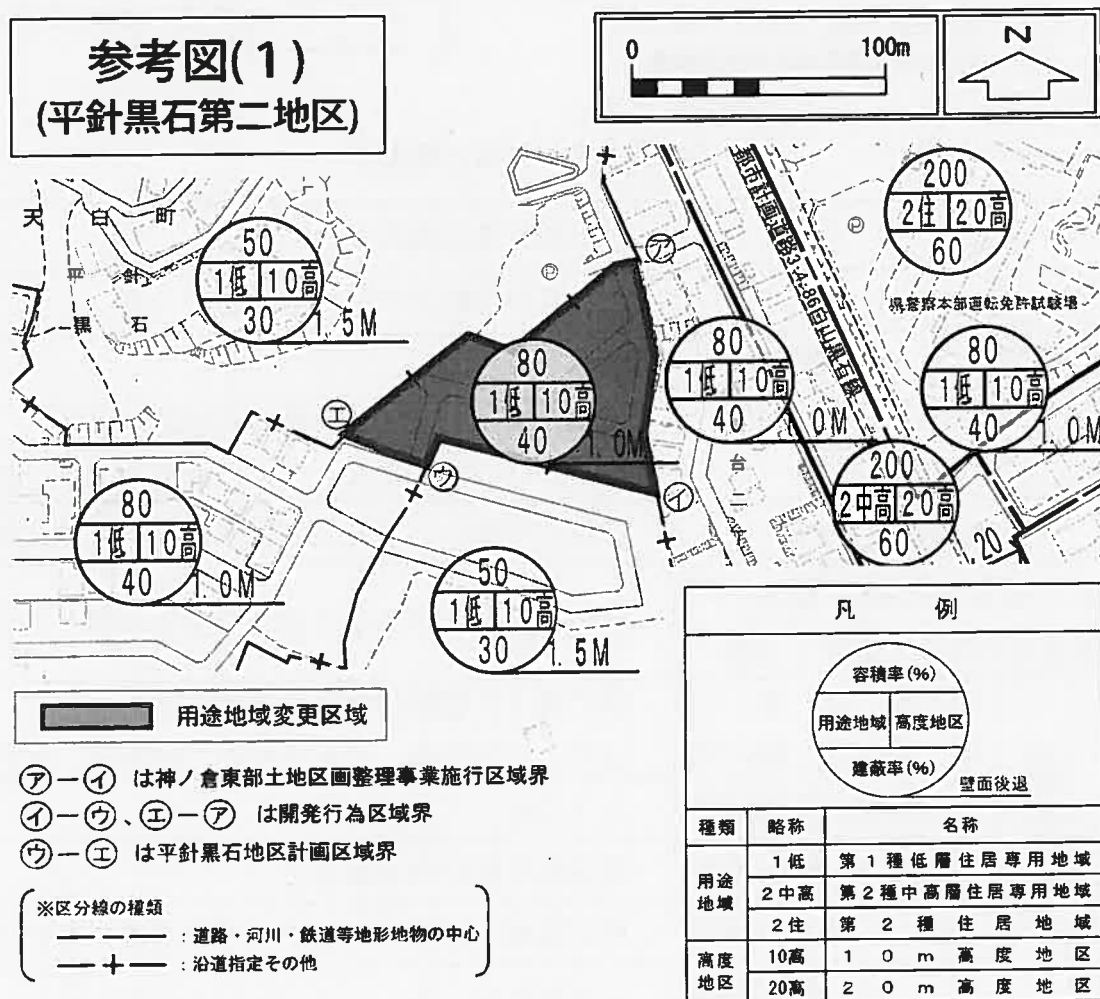
(3) 都市計画提案の概要

提案日：令和元年 6 月 25 日

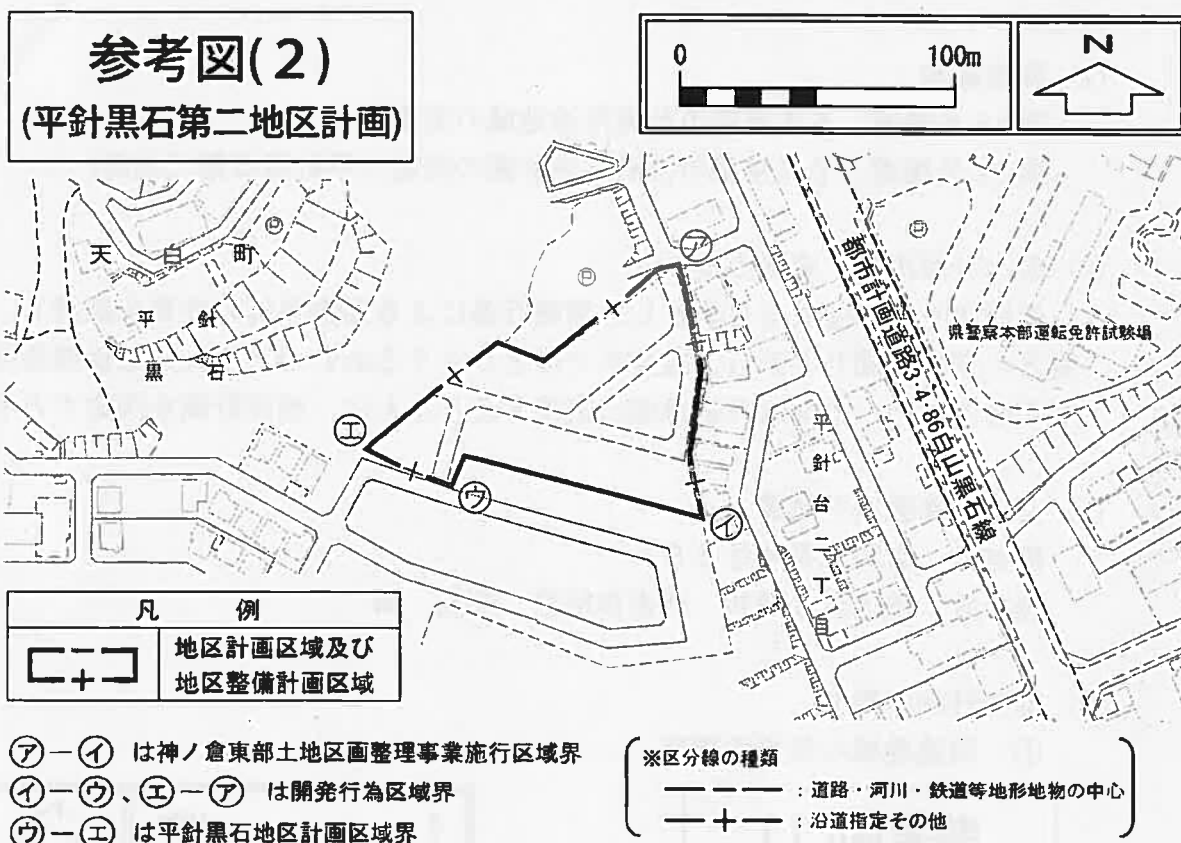
提案者：株式会社菊和 代表取締役 菊池 清

(4) 都市計画の概要

① 用途地域の変更の概要



② 地区計画の決定の概要



【建築物等の制限の概要】

名 称		平針黒石第二地区計画
位 置		天白区天白町大字平針字黒石の一部
面 積		約0.6ha
地区計画の目標		開発行為における基盤整備の効果を維持し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅市街地の形成を目指す。
土地利用の方針		低層住宅地として良好な居住環境の形成を図る。
その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針		敷地面積の10分の3以上を緑化目標とする。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築を禁止。 住宅、共同住宅、老人ホーム、保育所、診療所等
	敷地面積の最低限度	170㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線から2m以上
	形態又は意匠の制限	周辺環境と調和したもの、色彩は落ち着いた色調
	緑化率の最低限度	10分の2.5
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等とし、フェンス等とする場合はその前面を緑化する。